

令和7年度 全国健康保険協会北海道支部評議会（第4回）
開催結果概要

令和8年3月2日（月）全国健康保険協会北海道支部において、評議会の構成人数9名に対し9名の出席をいただき、令和7年度全国健康保険協会北海道支部評議会第4回を開催いたしました。その概要につきましては、以下のとおりです。

1. 日時 令和8年3月2日（月） 16:00 ～ 17:30
2. 場所 全国健康保険協会北海道支部
 （THE PEAK SAPPORO 4階 会議室A）
3. 出席評議員 大西評議員、片桐評議員、定好評議員、武山評議員、鄭評議員
 寺田評議員、永田評議員、野村評議員、牧野評議員（五十音順）
4. 議事
 - （1） 令和8年度北海道支部保険料率及び事業計画（案）について
 - （2） 保険者努力重点支援プロジェクトの実施事業に係る中間評価等について
 - （3） その他（報告事項）
5. 議事に対する評議員からの主なご意見・ご発言
 以下のとおり。

議題1：令和8年度北海道支部保険料率及び事業計画（案）について

【被保険者代表】

- ・資料1-1について、前年度と比較した収入支出の差が記載されていないのは何故か。議論にあたって分かりやすさは重要であるため、次年度に向けて検討をお願いしたい。
- ・国庫補助の特例減額時限措置について、運営委員会においても今後の国庫補助率引き下げを懸念する意見が出ている。国庫補助率の維持、引き上げに向けて保険料率や準備金の在り方について速やかに検討いただきたい。
- ・令和8年度健康保険料率が最も低い支部と最も高い支部では1.34%、2番目に高い北海道支部とは1.07%もの差がある。健康保険料率の支部間格差の是正のため、全支部の健康保険料率が10%を超えないような仕組みについて検討していただきたい。

【事務局】

- ・いただいたご意見について、協会本部へ報告させていただく。
- ・国庫補助については、1月の運営委員会において「今後3年間は今まで以上の緊張感をもって、国庫補助率の課題に取り組んでいきたい」と役員から表明しているとおりに、協会としても中長期的に安定した財政運営が最優先の課題であると認識している。引き続き、評議会の皆様のご協力をお願いしたい。

議題2：保険者努力重点支援プロジェクトの実施事業に係る中間評価等について

【事業主代表】

- ・喫煙対策について、たばこに興味を持ち始める中学・高校生にも働きかけてはどうか。
- ・業態ごとの医療費分析を行っているようだが、事業所単位でも可能なのか。可能であるならば、例えば自動車の損害保険のように、事業所の健康状態に応じて事業所単位で健康保険料率を設定できないのか。

【事務局】

- ・1点目について、中学・高校生対象ではないが、令和8年度に自治体と連携して小学校高学年を対象に健康教室を実施予定であり、教材にはたばこの有害性に関する内容も含まれる。保護者の方への波及も念頭に組み込んでまいりたい。
- ・2点目について、事業所ごとの分析も可能である。ご意見のあった事業所単位や個人単位での健康保険料率については、事務面の課題はもとより、相互扶助の観点、具体的には疾病を抱えている従業員の解雇や採用の抑制にもつながりかねない等の課題が大きい。一方で、「当社が頑張っても、他所の事業所が頑張らなければインセンティブ制度の恩恵を受けられない。事業所単位にすべき」といった声があるのも事実である。いずれにしても、いただいたご意見は本部にも伝えさせていただく。

【学識経験者】

- ・禁煙通知について、禁煙は個人で努力できる部分と環境整備が必要な部分があると考えられる。例えば、事業主に提供している事業所カルテの中に、肺がんや心疾患の発症確率が高い従業員数を記載する等、個人単位だけではなく、事業所単位でのフィードバックも検討してはどうか。

【事務局】

- ・環境整備の重要性については評議員と同じ問題意識をもっており、例えば自治体の衛生部門との連携をさらに深めていきたい。事業所カルテに発症確率の高い従業員数を記載すべきとのご意見については、本部に伝えさせていただく。

【事業主代表】

・当社は工事業や運送業だが、特に運送は 1 人でトラックを長距離運転することが多く、喫煙者の多さや腰の負担については実感している。また、業界団体と連携しての取組については重要であるため、積極的に働きかけていただきたい。

【被保険者代表】

・脊椎障害の入院医療費が高いという課題について、特に高い業態は、資料 2-1 では工事業、運送業と記載されていたが、資料 2-2 で事業対象としている業態には医療・介護業も追加されているのはなぜか。

【事務局】

・医療・介護業については、全国の同業態と比較して特に医療費が高いという訳ではないが、連携している北海道産業保健総合支援センターや北海道理学療法士会から労災防止の観点からアドバイスをいただき、事業対象とした。

【学識経験者】

・業務上で罹患した腰痛は労災にはあたらないのか。

【事務局】

・症状や発症の原因等でケースバイケースだが、例えば、椎間板ヘルニアなどの基礎疾患がある場合について、業務上で再発したり、重症化したりした場合は、回復するまでは労災の対象、回復後は健康保険の対象となる。

議題 3：その他（報告事項）

【学識経験者】

・けんぽアプリについて、定期的にもてもらえるような工夫が必要だと考える。例えば、アンケートに回答したり、腰痛防止の動画を視聴したりする等でポイントが付与され、健診費用への充当ができる等のメリットがあればよいのではないか。

【事業主代表】

・けんぽアプリについて、例えば、血圧を改善するにはどのような食事がよいかなど、身近で見たくなるような情報を発信してもらいたい。

以上